

5. コミュニティバス導入可能性の評価

ア. 公共が関与すべきバスとしての評価

・コミュニティバス導入要件が整っていないレベルである。

・公的関与のあり方（注1）、一般的に公共が関与して導入すべき要件（注2）、公共交通まで徒歩約5分以内の区域が95.5%である目黒区の交通利便性などから、コミュニティバスの導入要件が整っていないレベルに値する。

注1：コミュニティバスに関する公的関与のあり方

・公共が関与して導入すべきコミュニティバスは、以下のような必然性が必要である。

○交通不便地域解消型…公共性や事業採算性などを踏まえ、特に効果がある場合実施

○福祉目的型……………特に必要性が生じた時は、区が負担して貸切り無料バスを実施

いずれも該当するとまでは判断しにくく、コミュニティバス導入の必然性は評価できない。

注2：一般的に公共が関与して導入すべきコミュニティバスの要件

・コミュニティバス導入にあたっての以下の具体的要件には、目黒区は該当していない。

○路線廃止などにより、代替の交通手段がない → 該当しない（概ね300m圏域に入る）

○相当程度の「交通空白地域」が広がっている → 該当しない（概ね300m圏域に入る）

注：コミュニティバスは、既存路線バスを補完するものであり、公共が関与する都区部のコミュニティバス全てが「交通不便地域の解消」を導入理由に挙げている（既往調査p30、福祉タクシーを除く）。

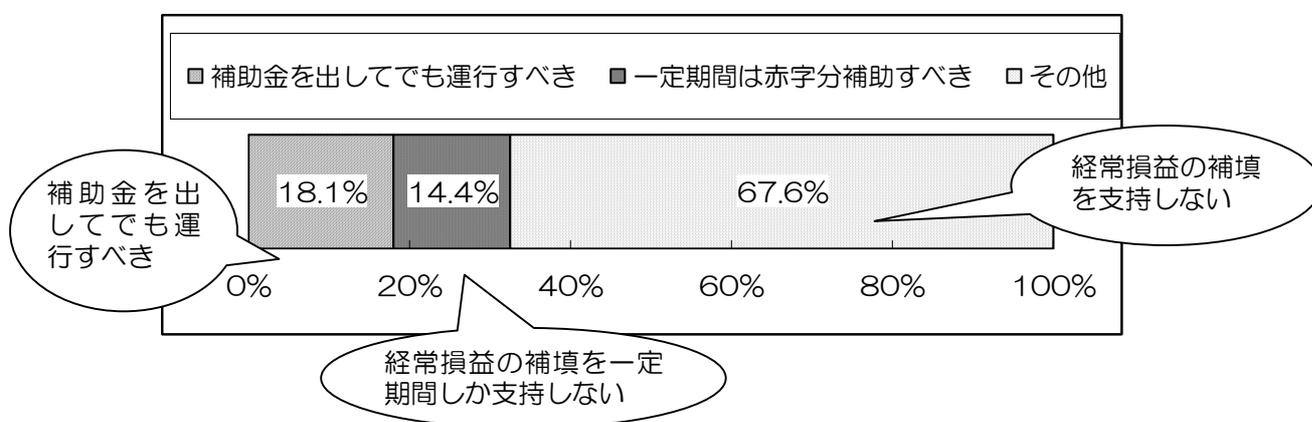
イ. 赤字補填が必要な新規事業展開の評価（区民意向調査からの評価）

・事業性が見込めない場合は、コミュニティバス導入に否定的であるものと評価される。

・アンケート調査で「補助金を出して運行すべき」という意見は、約18%であるが、逆に「補助金を出してまで運行すべきでない」とする意見も約18%で、両者は拮抗している。

・残りの意見をみると、「導入後数年程度の赤字補助」をあげている人が、全体の約14%である。これは、「数年で採算が見込める路線」なら導入を以遠すべき、という意見ととらえられる。

・「赤字分補助」の点からみると、全体の約68%が経常損益の補填に否定的と考えられる。



ウ. 事業者等の意向調査

事業者等に対して、コミュニティバス事業への参入について聞き取り調査をしたところ、事業参入するには事業採算性や継続的運行が条件となり、事業採算性が低く、採算割れの補填が望めない場合は、参入が難しいとのことであった。

表 事業者等の意向調査の概要

項目	概要
1. 一般的なコミュニティバスへの参入条件	<ul style="list-style-type: none"> ○利用客があり、事業性が見込めること ○通勤・通学利用が見込めること
2. 一般的なコミュニティバスの事業面の課題	<ul style="list-style-type: none"> ○交通不便地域は、大型バスが入れない生活道路を小型バスで運行することになるなど、コミュニティバスは一般的に次の課題がある <ul style="list-style-type: none"> ア. 速達性が見込めないため、利用客が制限される イ. 運行効率や採算性の面で不利（小型バスでは運賃収入が低下する） ウ. ア・イなどより、補助金でもまかなえない場合が多い エ. 燃料費があがり、運行経費が増加傾向にある オ. 人件費の低い運転士の確保は難しくなっている
3. 目黒区におけるコミュニティバス展開について	<ul style="list-style-type: none"> ○目黒区の交通利便性は他の営業圏域に比較して非常に高いため、通常の運行密度では「歩いた方が早い」ことになり、検討した結果、事業性確保が難しいことがわかった ○コミュニティバスは、一定年次での補助打ち切りが一般化し、継続的な運行が難しくなっている ○目黒区では隣接区と一体的にバスネットワークを考える必要がある（注：コミュニティバスは一行政区内での展開が一般的である） ○自由が丘のサンクスネイチャーバスのように、地元が資金を提供して無料バスを運行することが地域活性化には有効だが、一定の企業等の集積や牽引する人材などが課題である

エ. まとめ（結論）

■コミュニティバスの運行

○平成16年度の目黒区コミュニティバス調査報告を踏まえて実施した、平成18年度コミュニティバス導入等の区民アンケート調査によれば、東山路線をはじめとして、調査路線すべてについて事業採算性が見込みが立たなかった。また、バス事業者の継続的な協力が得られる状況でないことがわかった。

○従って、区としてコミュニティバス運行の計画策定を見送るものとする。

■今後の対応

○再開発や街路事業の実施などに伴い、バス交通需要の高まりが見られるなど、新たな状況が発生した場合には、改めてコミュニティバス運行の可能性について検討を行うものとする。